

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	志染町 (広野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月18日、令和6年5月12日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・集落では農事組合法人広野水利組合(以下、組合法人)が組織されており、水稻基幹作業(耕耘、田植え、収穫、乾燥調製)8haを担っている。(所有機械:トラクター3台、田植機1台、コンバイン2台)
・令和5年度、耕耘作業の効率化を進めるため、直進アシスト機能付トラクターを導入した。
・若手農家1名がハウストマト栽培に取り組み、直売所へ出荷している。
・意向調査回答者61名の内、47名(77%)が65歳以上と高齢化が進んでいる。
・近年、農家の高齢化によって、遊休農地が見られており、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用について検討が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培は、引き続き、酒米「山田錦」を主要品種としつつ、食用米(小粒)品種は、キヌヒカリ、ヒノヒカリとする。
組合法人のオペレーターも高齢化が進んでいるため、今後、若手農業後継者に大型特殊免許の取得をすすめるとともに、機械作業にも慣れもらいながら、組合オペレーターとして将来の担い手を育成する。今後は、非農家も含めたオペレーター育成も検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
組合法人を中心に、農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整しながら、農地バンクを通じて集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知しながら、今後、離農や規模縮小に伴う農地の権利設定は、組合法人に中間管理事業を活用し集積できるよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備は実施されておらず、今後もその予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
広野集落において、新規就農者等就農を希望する者がいる場合は、地域の貴重な担い手として受け入れるルールを作り、三木市や加西農業改良普及センター、JA兵庫みらいとも連携し、多様な担い手育成確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
病害虫防除をJA兵庫みらいに委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備、新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
 ③今後、組合法人の機械更新の際には、オペレーターの作業負担軽減や新規オペレーターの確保、作業の省力化を図るため、スマート機器の導入を進める。